

経済産業省模倣品対策室が推進する 「ミャンマー税関差止プロジェクト」の概要

経済産業省製造産業局模倣品対策室

模倣対策専門官 脇野俊二

1. はじめに

(1) ミャンマーにおける模倣品対策の環境

ミャンマーは1995年にWTOに加盟したものの、後発開発途上加盟国としてTRIPS協定の履行期限が2021年に再延長されています。2016年10月現在、一般的に模倣品対策に深く関わる商標や意匠は、登録法に基づき、農業灌漑省土地記録局の権利・保証登録官室において登録が可能なものの、現地ではコモンローによる保護が適用されるため、当該登録は権利の成立を意味するものではありません。また、登録されても公報は発行されないため、登録を行ったものが自ら現地の新聞に広告を掲載することが一般的です。また、審査、異議、審判といった制度もありませんし、登録の取消には裁判所の命令が必要となります。

模倣品対策の方策としては、民事上及び刑事上の救済が可能で、その根拠は特定救済法、刑法、商業標章法、マネーロンダリング規制法が挙げられます。これらの方策を利用している日本の権利者も一部にはあるようですが、まだまだ一般的には利用されていません。

水際措置は海上関税法¹によって可能となっておりますが、模倣品対策室がこれまでミャンマー税關から聴取した限りでは、過去の模倣品差止の実例は確認されておりません²。

(2) ミャンマーにおける模倣品被害

日系企業の現地進出を表す指標であるミャンマー日本商工会議所の会員数は、1996年度から2011年度までは50社前後で推移しておりましたが、2015年12月時点で280社となり、急伸しています³。また、日本特許庁が作成する「2015年度 模倣被害報告書」によりますと、2014年度のアンケートに回答した896社のうち1.8%の16社がミャンマーで模倣品、模倣サービスの販売で被害を受けていると回答しています。

今後も一層企業の進出が進展すると見込まれており、模倣対策環境を改善する必要性も一層増すものと考えられます。

(3) 課題

現地で、模倣品の製造国はミャンマー国外のケースが多いと言われているところ、模

¹ 18条に、輸入禁止品として、刑法に定める模倣商標、商業標章法に定める虚偽の商品表示が付された商品を擧げる。

² 後述のTin Tin Aye氏の発表資料、応答に基づく。

³ ジェトロヤンゴンの資料に基づく。

偽品を排除するための最も効率的な方策は国内への流入を未然に防止する水際措置と考えられます。しかしながら、現地でこれが実質的に機能していないとすれば、権利者が利用可能な模偽品対策は、国内に流入した模偽品に対する刑事ルート、民事ルートのみとなり、水際措置に比べ負担が大きいと言わざるを得ません。そこで、当室では、ジェトロとの連携で、現地における水際措置の実態把握と、日本企業の保有権利に係る差止実績を創出するためのプロジェクトを開始しました。

2. これまでの主な取組

(1) 準備段階

本プロジェクト開始前の動向として、2014年8月にミャンマー税関向けの真贋判定セミナー（権利者の4社が参加）の他、2015年2月にミャンマー税関職員を日本に招へいし、日本の権利者向けのセミナー（企業・団体15社が参加）や意見交換会を実施しました。招へいの概要は以下の通りです。

【招へい対象者】

① Preventive Division, Staff Officer（上席審査官）

Ms. Tin Tin Aye

② Import Expert Control Division, Control Inspector（通関審査官）

Ms. Ei Pyae Nyan Win

セミナーでは、ミャンマー税関から以下の説明がありました。

- 権利者のほとんどがヤンゴン市内にいるため、侵害疑義品が発見された際の真贋判定は、権利者が税関まで出向いた上で行う。しかし、権利者が在外者の場合、当該製品の写真等をメールで送り、遠隔地から真贋判定を行っていただくことも手続的には可能。
- 権利者からの回答期限は未だ設定していない。
- 法律や規則に定めるものではないものの、権利者が保護を求める権利や連絡先を税関に登録する手続はある。
- 担保金、保管費用、廃棄費用等が権利者に請求されることは、現時点ではない。
- 職員の真贋判定スキルを向上させたいと考えている。そのため、日本の権利者から真贋判定に資する識別情報を提供いただきたい。

以上より、今後も日本側から真贋判定に資する識別情報の提供や対話を行えば、現地での水際措置の実現に資するととの心証を得ましたので、次年度に取組を加速することとしました。

(2) プロジェクトの開始（2015年度）

日本企業製品の模偽品の水際差止事例創出と、ミャンマー税関職員のノウハウ蓄積に向けて、まずは、税関で集中監視すべき対象を特定し、進捗確認の協議を行うこととし、前年度の真贋判定セミナーの参加者に参加を打診しました。

① 権利者のプロジェクト参加要件

- 現地で税関登録済み、または登録手続中の商標であること
- 現地で商標の使用があること（ミャンマーへの正規品の輸入があること）
- 対象商品の真贋判定が容易であること
- 現地連絡窓口が設置できること（代理人も可能）
- 真贋判定資料作成と真贋判定セミナーに参加できること（代理人も可能）
- ミャンマーで模倣品が存在すること（高い可能性でも可能）

これに対し、数社が関心を示しましたが、最終的な応募はスポーツ用品を扱うA社一社でした。

② ミャンマー税関向け真贋判定セミナー概要

日時：2015年8月8日（土） 7:30～10:30

場所：ミャンマー税関研修所（ヤンゴン）

本セミナーにおいて、模倣品対策室からは、A社商標が通関申請書類に記載された輸入貨物の全てについて集中監視（開梱検査）するよう依頼し、また、現地参加したA社の代表者からも、ホログラムを利用した簡便な真贋判定方法の説明がなされました。これに対し、ミャンマー税関からは、「判定方法を内部で共有し、集中監視を行う」旨、表明されました。

③ フォローアップ協議

その後、侵害疑義品発見の通報がない状態が続きました。ある程度、想定はしておりましたが、状況を改善するため、ジェトロ単独での訪問も含め、三度にわたりフォローアップ協議を行い、ミャンマー税関での貨物検査の実態を確認するとともに、改めての要請を行いました。特に、2016年2月の訪問時には貨物検査場の視察及び担当職員への聴取も併せて実施しました。その際の特記事項は以下の通りです。

（協議での聴取結果）

- 通関申請書類にはブランド名の記載が義務付けられているので、検査担当職員は目視で全品のブランドをチェックしている。
- 輸入申告書類にブランド名の記載がない場合、輸入業者に罰金が科される。
- 日本企業以外に税関登録している企業数は、全部で7社。ヨーロッパの他、タイなどのアセアン諸国企業が登録しているが、未だ差止実績はない。
- 来年度のプロジェクト参加企業数が現状の1社から5社程度となつても、ミャンマー税関側としては問題ない（ただし税関登録とセミナー実施が前提）。

（貨物検査場職員への聴取結果）

- 開梱対象貨物となるレッドチャネルへの振り分け方は以下の通り。

以下貨物は100%レッドチャネルとなる。

- ・薬品
- ・機械
- ・申告価格不明のもの

その他貨物は抽選して振り分け、イエローチャネルになれば X 線検査する。

④ 結果

残念ながら、年度内の疑義品差押えの実績はありませんでした。

他方で、A 社の商品の模倣品は依然としてミャンマー国内で流通が確認されています。電子化されていないミャンマーの通関検査では、集中監視（開梱検査）の実行可否が貨物検査場職員の注意力に依存することから、本来検査されるべき貨物も、ほとんどが実質的に検査されないグリーンチャネルか、ごくわずかがイエローチャネルに振り分けられていた程度ではないかと推測されます。

しかしながら、2016 年度もこの取組を継続することでミャンマー税関と一致しました。

(3) プロジェクトの再スタート（2016 年度）

疑義品の発見頻度を向上させるため、前年度は 1 社であった参加権利者を 5 社程度まで増やすことを目指し、模倣品対策に関心を持つ企業・団体の集まりである国際知的財産権保護フォーラム（IIPPF）のワーキンググループにて本プロジェクトの周知を行い、改めて参加権利者を公募した結果、以下の 4 社が参加することとなりました。

- ・スポーツ用品 A 社
- ・電機 B 社
- ・輸送機器 C 社
- ・時計 D 社

① 権利者のプロジェクト参加要件

2015 年度と同様です。

② ミャンマー税関向け真贋判定セミナー概要

日時：2016 年 7 月 29 日（金）9:00～12:00

場所：Park Royal Hotel（ヤンゴン）

模倣品対策室からは、模倣品による悪影響（消費者の健康や安全に悪影響を及ぼすこと、市場の健全な発展の阻害要因になることなど）を説明し、プロジェクトの具体的なスケジュールや、税関職員が疑義品を発見した際に取るべき手順などを説明しました。

ミャンマー税関側参加者のヘッドである San Lwin 副局長からは、模倣品の国内流入を阻止し消費者を保護する水際措置の意義、セミナーに出席する職員への動機付け、日本側への感謝が表明されました。また、意見交換のセッションにおいては、税関の参加者から意見や質問が寄せられましたが、いずれも前向きなメッセージでした。興味深かった数点を列記します。

- 本日共有された真贋判定方法を持ち帰り、都市部のみならず国境付近の税関職員含め内部周知したい。
- 通関を停止することは責任重大なので、権利者からは迅速・確実な真贋判定をお願いしたい。

- 模倣品の価格と真正品の価格はなぜ乖離があるのか。
- 商品デザイン（意匠）の侵害品の差押えは、現段階では、法的根拠がなく実施できない。

③ 現状

以上より、ミャンマー税関幹部も、職員も、取組の意義や背景は十分に理解されているようですが、2016年10月現在、未だ疑義品差押え実績はありません。これは、前述の通関検査の仕組み（基本的に特定3商品のみがレッドチャネルに振り分けられ開梱検査される）を現場レベルで変更する（本プロジェクトの対象商標の商品について開梱検査する）ことの難しさに起因するものと思われます。

3. これからの中止

今後も、昨年度と同様、フォローアップ協議を行い、差止事例創出を要請しつつ、必要な情報提供等も行って参ります。また、国際協力機構（JICA）のミャンマー法整備支援プロジェクト等、知財の切り口で関連する他の協力事業との連携も意識して取組んで参りたいと考えております。

特に、現在、国際協力機構（JICA）が2016年11月の導入に向け支援している電子通関システム（MACCS：マックス）には大いに期待しております。日本税関が行っているように、模倣品の可能性が高い貨物の特徴など様々なリスク判定情報をミャンマー税関職員がMACCSに入力し、疑義品を電子的に探知できるようになれば、疑義品発見の頻度は徐々に向上することと思われます。

これまで、ミャンマー税關で疑義品がなかなか発見されない背景として、真贋判定に関するノウハウの不足、現場の人員不足などがあげられてきました。通關検査を担当する職員が数ヶ月毎に異動し、職員間の情報共有も活発と見受けられないミャンマー税關において、真贋判定セミナーを開催するのみでそれらを抜本的に改善することは困難に思えますが、MACCS導入というインフラ改善の好機を捉え、その有効利用に向け、官民で情報提供を加速したり、実務的な運用方法に関する協議を開催する等、協力を適時に実施することで、改善を促進できるのではないかと考えております。

4. 終わりに

これまで知財権侵害品の差止がなかったミャンマー税關に事例創出を働きかけるこのプロジェクトの難しさは当室でも認識しているところです。しかしながら、知財関連法の制定に向けて現地政府の準備も進展しておりますところ、今後、知財保護の機運は現地で盛り上がってくるはずであり、当室は引き続き粘り強い構えで取り組んで参りたいと考えております。また、別事業で本年12月に予定しているインドネシア警察招へいにおいても、法務省法務総合研究所にご協力いただく等、このような省庁間連携を今後も継続していくたいと考えております。

ご関係の皆様のご理解とご支援を切にお願い申し上げます。